

集落環境点検について

○なぜ集落内で**獣害**（ニホンザル、イノシシ、ニホンジカなど）**が発生しているのかを確認し、防除対策方針を整理するため**に集落環境点検を実施しましょう。

※「獣害に強い里づくり事業補助金」や「緩衝帯整備事業補助金」は、「集落環境点検」を実施していることが条件となっています。

○集落環境点検を実施するまでの流れについて

1. 集落内で集落環境点検を行うための候補日（複数日）及び参加者の調整をお願いします。
 - ・点検は半日程度かかります。
 - ・滋賀県、甲賀農業協同組合の職員など関係機関職員も参加するため、平日でお願いします。

事前打合せ日：獣害対策係へ連絡する日から3週間程度先の日程でお願いします。

事前打合せ参加人数：集落内から3人程度

※調査のための打合せや現場確認などを行います。

調査日：事前打合せの1週間後

※被害や野生獣の痕跡を調査・共有し、今後の獣害対策を検討します。

※調査日が延期になった場合の予備日もご準備ください。

調査参加人数：集落内から5～10人程度

（複数班に分かれて点検を行う場合もあります。）

※事前打合せ日及び調査日は地域の集会所などを使用します。

2. **別紙「集落環境点検 申込書」に必要事項を記載し、獣害対策係に提出**してください。
3. 獣害対策係と滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課で日程を調整し、決定した日時を郵送で通知します。
4. 事前打合せを実施します。
5. 調査を実施します。
6. 滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課が調査結果をまとめ、結果報告書が送付されます。
7. 結果報告書を活用し具体的な獣害防止対策やその実施時期などを検討してください。その際、必要に応じて「獣害に強い里づくり事業補助金」や「緩衝帯整備事業補助金」の申請などを行ってください。

○「**集落環境点検 申込書**」提出先

甲賀市林業振興課 獣害対策係

住 所：〒528-8502

甲賀市水口町水口 6053

電 話：69-2194

FAX：63-4592